

確認事項

◇ 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯A000注1)

(1) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌
処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている。 (適 · 否)

(2) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保している。 (適 · 否)

(3) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の
歯科医師が1名以上配置されている。 (適 · 否)

(4) 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修等を実施している。
(適 · 否)

※ 令和2年3月31において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている
保険医療機関については、令和2年6月30日までの間に限り、(4)の基準を満たし
ているものとみなす。

(5) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っている。
(適 · 否)

(6) 年に1回、院内感染対策の実施状況等について、様式2の7により地方厚生(支)局長に報告している。
(適 · 否)

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ 地域歯科診療支援病院歯科初診料(歯A000・2)

(1) 看護職員が2名以上配置されている。 (適 · 否)

(2) 歯科衛生士が1名以上配置されている。 (適 · 否)

(3) 次のイ又はロいずれかに該当する。 (適 · 否)

イ 常勤の歯科医師が2名以上配置され、次のいずれかに該当する。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率(※1)
が100分の30以上である。

※1 「紹介率」とは、別の保険医療機関から文書により紹介等された患者の数(※2)を
初診患者(※3)の総数で除して得た数をいう。以下同じ。

※2 「文書により紹介された患者の数」とは、別の保険医療機関等からの文書(別添6
の別紙1又はこれに準ずる様式)により紹介されて歯科、小児歯科、矯正歯科又は口腔
外科を標榜する診療科に来院し、初診料を算定した患者の数をいう。

ただし、「文書により紹介等された患者」について、当該病院と特別の関係にある保険
医療機関等から紹介等された患者を除く。

なお、「特別の関係にある保険医療機関」とは「診療報酬の算定方法の一部改正に
伴う実施上の留意事項について」(平成30年3月5日保医発0305第1号)の別添1第1章
第2部通則7の(3)に規定する特別の関係にある保険医療機関をいう。

※3 「初診患者」とは、当該診療科で初診料を算定した患者をいう。

単に電話での紹介を受けた場合等は紹介患者には該当しない。

また、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜に受診
した6歳未満の初診患者を除く。

※4 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における文書により紹介された
患者の数及び当該保険医療機関における初診患者の数については、届出前1か月間
(暦月)の数値を用いる。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関における当該歯科医療についての紹介率が100
分の20以上であって、別表第一に掲げる手術の1年間の実施件数の総数が30件以上である。

※ 地域歯科診療支援病院歯科初診料に関する基準における手術の数については、
届出前1年間(暦年)の数値を用いる。

調査メモ

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科医療を担当する他の保険医療機関において歯科点数表の初診料の注6若しくは再診料の注4に規定する加算又は歯科点数表の歯科訪問診療料を算定した患者であって、当該他の保険医療機関から文書により診療情報の提供を受けて当該保険医療機関の外来診療部門において歯科医療を行ったものの月平均患者数が5人以上である。

※ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した患者の月平均患者数については、届出前3か月間(暦月)の月平均の数値を用いる。

□ 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した患者の月平均患者数が30人以上である。

□ 次のいずれにも該当する。

- 常勤の歯科医師が一名以上配置されている。
- 歯科医療を担当する病院である保険医療機関において、歯科点数表の周術期等口腔機能管理計画策定料、周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)、周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)又は周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)のいずれかを算定した患者の月平均患者数が20人以上である。

(4) 当該病院が当該病院の存する地域において、歯科医療を担当する別の保険医療機関との連携体制が確保されている。 (適 · 否)

(5) 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じている。 (適 · 否)

(6) 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保している。 (適 · 否)

(7) 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている。
(適 ・ 否)

(8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っている。
(適 ・ 否)

(9) 届出受理後の措置については、毎年3月末日までに、前年1年間(暦年)の実績について別添7の様式3による報告を行い、必要があれば区分の変更を行っている。
(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ 歯科外来診療環境体制加算(歯A000注9)

【歯科外来診療環境体制加算1】

(1) 歯科医療を担当する保険医療機関(歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料にかかる施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関を除く。)である。

(適 · 否)

(2) 歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出を行っている。 (適 · 否)

(3) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。 (適 · 否)

(4) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上配置されている。 (適 · 否)

(5) 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有している。 (適 · 否)

ア 自動体外式除細動器(AED)

イ 経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)

エ 血圧計

オ 救急蘇生セット

カ 歯科用吸引装置

※ 自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っている。

(6) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連携体制が確保されている。 (適 · 否)

※ 医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が確保されている場合は、この限りでない。

調査メモ

(7) 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保している。 (適 ・ 否)

(8) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法やその対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っている。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

【歯科外来診療環境体制加算2】

(1) 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った保険医療機関である。

(適 · 否)

(2) 偶発症に対する緊急時の対応、医療事故対策等の医療安全対策に係る研修を修了

した常勤の歯科医師が1名以上配置されている。

(適 · 否)

(3) 歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ一名以上

配置されている。

(適 · 否)

(4) 患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有

している。

(適 · 否)

ア 自動体外式除細動器(AED)

イ 経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)

エ 血圧計

オ 救急蘇生セット

カ 歯科用吸引装置

※ 自動体外式除細動器(AED)については保有していることがわかる院内掲示を行っている。

(5) 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との事前の連

携体制が確保されている。

(適 · 否)

※ 医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科

との連携体制が確保されている場合は、この限りでない。

(6) 歯科用吸引装置等により、歯科ユニット毎に歯牙の切削や義歯の調整、歯の被せ物の調整

時等に飛散する細かな物質を吸収できる環境を確保している。

(適 · 否)

(7) 当該保険医療機関の見やすい場所に、緊急時における連携保険医療機関との連携方法や
その対応等、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施している旨の院内掲示を行っている。

(適 ・ 否)

(8) 歯科外来診療において発生した医療事故、インシデント等を報告・分析し、その改善策を
実施する体制を整備している。

(適 ・ 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ **歯科診療特別対応連携加算(歯A000注10)**

(1) 次のいずれかに該当している。 (適 · 否)

- 歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料に係る施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関である。
- 歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であり、かつ、当該保険医療機関における歯科点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定した外来患者の月平均患者数が10人以上である。

※ 歯科診療特別対応連携加算に関する基準における歯科診療報酬点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定している月平均外来患者数については、届出前3か月間(暦月)の数値を用いる。

(2) 歯科診療で特別な対応が必要である患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うにつき

次に掲げる十分な装置・器具を有している。 (適 · 否)

- ア 自動体外式除細動器(AED)
- イ 経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
- ウ 酸素(人工呼吸・酸素吸入用のもの)
- エ 救急蘇生セット

(3) 緊急時に円滑な対応ができるよう別の医科診療を担当する病院である保険医療機関との

連携体制が整備されている。 (適 · 否)

※ 病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

確認事項

◇ 地域歯科診療支援病院入院加算(歯A250)

(1) 地域歯科診療支援病院歯科初診料の施設基準に係る届出を行っている。 (適 · 否)

(2) 次の要件を満たしている。 (適 · 否)

- 連携する別の保険医療機関において歯科診療報酬点数表の初診料の注6又は再診料の注4に規定する加算を算定している患者若しくは歯科訪問診療料を算定している患者に対して、入院して歯科診療を行う体制を確保している。
- 連携する別の保険医療機関との調整担当者を1名以上配置している。

(3) 地域において歯科訪問診療を実施している別の保険医療機関との連携体制が確保されている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 医療機器安全管理料(歯科)(歯B018)

歯科診療に係る医療機器安全管理料の施設基準に係る届出は、医療機器安全管理料2に準じて行う。

調査メモ

【医療機器安全管理料2の施設基準】

(1) 放射線治療を専ら担当する常勤の医師(放射線治療の経験を5年以上有するものに限
る。)が1名以上いる。
(適 · 否)

※ 当該常勤の医師は、次の施設基準に係る常勤の医師を兼任することができる。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 放射線治療専任加算 | ⑦ 体外照射呼吸性移動対策加算 |
| ② 外来放射線治療加算 | ⑧ 定位放射線治療 |
| ③ 遠隔放射線治療計画加算 | ⑨ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 |
| ④ 1回線量増加加算 | ⑩ 粒子線治療 |
| ⑤ 強度変調放射線治療(IMRT) | ⑪ 粒子線治療適応判定加算 |
| ⑥ 画像誘導放射線治療加算 | ⑫ 粒子線治療医学管理加算 |
| | ⑬ 画像誘導密封小線源治療加算 |

(2) 放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担
当する技術者(放射線治療の経験を5年以上有するものに限る。)が1名以上いる。

(適 · 否)

※ 当該技術者は、次の施設基準に係る常勤の診療放射線技師との兼任はできない。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ① 外来放射線照射診療料 | ⑧ 体外照射呼吸性移動対策加算 |
| ② 放射線治療専任加算 | ⑨ 定位放射線治療 |
| ③ 外来放射線治療加算 | ⑩ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算 |
| ④ 遠隔放射線治療計画加算 | ⑪ 粒子線治療 |
| ⑤ 1回線量増加加算 | ⑫ 粒子線治療医学管理加算 |
| ⑥ 強度変調放射線治療(IMRT) | ⑬ 画像誘導密封小線源治療加算 |
| ⑦ 画像誘導放射線治療加算 | |

※ 当該技術者は、外来放射線診療料の施設基準に係る技術者を兼任することができる。

※ 当該技術者は、次の施設基準に係る担当者との兼任もできない。

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 遠隔放射線治療計画加算 | ⑤ 定位放射線治療 |
|---------------|-----------|

- ② 強度変調放射線治療(IMRT)
- ③ 画像誘導放射線治療加算
- ④ 体外照射呼吸性移動対策加算
- ⑥ 定位放射線治療呼吸性移動対策加算
- ⑦ 粒子線治療
- ⑧ 画像誘導密封小線源治療加算

(3) 当該保険医療施設において高エネルギー放射線治療装置又はガンマナイフ装置を備えて
いる。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇歯科疾患管理料の注11に規定する総合医療管理加算(歯B000-4注11)

及び歯科治療時医療管理料(歯B004-6-2)

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている。

(適 · 否)

(2) 常勤の歯科医師が複数名配置されている又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又は看護師がそれぞれ1名以上配置されている。

(適 · 否)

※ なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、当該保険医療機関における常勤歯科医師等と同じ時間歯科衛生士又は看護師が配置されている場合には、常勤の歯科衛生士又は看護師が勤務しているとみなすことができる。

(3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有している。

(適 · 否)

- ア 経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
- イ 酸素供給装置
- ウ 救急蘇生セット

(4) 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されている。

(適 · 否)

※ 病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ **歯科疾患在宅療養管理料の注4に規定する在宅総合医療管理加算**

(歯C001-3注4)及び**在宅患者歯科治療時医療管理料(歯C001-4-2)**

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療

前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている。

(適 · 否)

(2) 常勤の歯科医師が複数名配置されている又は常勤の歯科医師及び常勤の歯科衛生士又

は看護師がそれぞれ1名以上配置されている。 (適 · 否)

※ なお、非常勤の歯科衛生士又は看護師を2名以上組み合わせることにより、常勤歯科
衛生士又は常勤看護師の勤務時間帯と同じ時間歯科衛生士又は看護師が配置されている
場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(3) 当該患者の全身状態の管理を行うにつき以下の十分な装置・器具等を有している。

(適 · 否)

ア 経皮的酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)

イ 酸素供給装置

ウ 救急蘇生セット

(4) 緊急時に円滑な対応ができるよう病院である別の保険医療機関との連携体制が整備されて

いる。 (適 · 否)

※ 病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関
の医科診療科との連携体制が整備されている場合は、この限りでない。

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ **歯科訪問診療料の注13に規定する基準(歯C000注13)**

直近1か月に歯科訪問診療及び外来で歯科診療を提供した患者のうち、歯科訪問診療を
提供した患者数の割合が9割5分未満の保険医療機関である。
(適 · 否)

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ 有床義歯咀嚼機能検査(歯D011)、咀嚼能力検査及び咬合圧検査

(D011-2、D011-3)

【有床義歯咀嚼機能検査1のイ(下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合)】

次のいずれにも該当する。

(適 · 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に歯科用下顎運動測定器(非接触型)及び咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えている。

【有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査】

次のいずれにも該当する。

(適 · 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えている。

【有床義歯咀嚼機能検査2のイ(下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合)】

次のいずれにも該当する。

(適 · 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に歯科用下顎運動測定器(非接触型)及び歯科用咬合力計を備えている。

【有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査】

次のいずれにも該当する。

(適 · 否)

- 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
- 当該保険医療機関内に歯科用咬合力計を備えている。

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ 精密触覚機能検査(歯D013)

(1) 歯科医療を担当する保険医療機関である。 (適 · 否)

(2) 口腔顔面領域の感覚検査及び三叉神経損傷の診断と治療法に関する研修を修了した歯科医師が
1名以上配置されている。 (適 · 否)

※ 既に受講した研修が要件の一部を満たしている場合には、不足する要件を補足する研修を
受講することでも差し支えない。

(3) 当該医療機関内にSemmes-Weinstein monofilament setを備えている。 (適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 睡眠時歯科筋電図検査(歯D014注)

(1) 当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 · 否)

(2) 当該保険医療機関内に歯科用筋電計を備えている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ **歯科画像診断管理加算1(歯E通則6)**

(1) 歯科診療報酬点数表の初診料の注2の届出(地域歯科診療支援病院歯科初診料に係るものに限る。)を行った保険医療機関である。 (適 · 否)

(2) 画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が1名以上いる。 (適 · 否)
※ 画像診断を専ら担当する歯科医師とは、勤務時間の大部分において
画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。

(3) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されている。 (適 · 否)

(4) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していない。 (適 · 否)

(5) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理
や情報機器の設置等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライ
ン」を遵守し、安全な通信環境を確保している。 (適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

◇ 歯科画像診断管理加算2(歯E通則7)

(1) 歯科診療報酬点数表の初診料の注2の届出(地域歯科診療支援病院歯科初診料に係るもの

に限る。)を行った保険医療機関である。

(適 · 否)

(2) 画像診断を専ら担当する常勤の歯科医師が1名以上いる。

(適 · 否)

※ 画像診断を専ら担当する歯科医師とは、勤務時間の大部分において

画像情報の撮影又は読影に携わっている者をいう。

(3) 当該保険医療機関において実施される全ての歯科用3次元エックス線断層撮影及びコンピューター断層診断(歯科診療に係るものに限る。)について、(2)に規定する歯科医師の下

に画像情報の管理が行われている。

(適 · 否)

(4) 当該保険医療機関における歯科用3次元エックス線断層撮影診断及びコンピューター断層

診断(歯科診療に係るものに限る。)のうち、少なくとも8割以上の読影結果が、(2)に規定す

る歯科医師により遅くとも撮影日の翌診療日までに当該患者の診療を担当する歯科医師

に報告されている。

(適 · 否)

(5) 画像診断管理を行うにつき十分な体制が整備されている。

(適 · 否)

(6) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していない。

(適 · 否)

(7) 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理

や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライ

ン」を遵守し、安全な通信環境を確保している。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ **歯科口腔リハビリテーション料2(歯H001-3)**

(1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜し、当該診療科に係る5年以上の経験及び当該療養に係る3

年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
(適 · 否)

(2) 頸関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影(MRI撮影)機器を設置している。

(適 · 否)

※ 当該医療機器を設置していない保険医療機関は、当該医療機器を設置している

病院と連携が図られている。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 歯科の処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1(歯I通則6・イ)

(1) 処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1を算定する診療科を届出している。

(適 · 否)

(2) 次のいずれかを満たしている保険医療機関である。

(適 · 否)

ア 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日医発第692号)に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院である。

イ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」による総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関である。

ウ 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月31日医政地発0331第3号)に規定する災害拠点病院、「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日医政発第529号)に規定するへき地医療拠点病院又は地域医療支援病院の支援を受けている。

エ 基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関である。

オ 年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院である。

カ 全身麻酔による手術の件数が年間800件以上の実績を有する病院である。

(3) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている。 (適 · 否)

※ 別添「◇医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」により確認。

調査メモ

(4) 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、次のいずれも実施している。

(適 ・ 否)

□ 上記について、原則として医師以外の医療従事者が実施することとし、以下のアからウまで
のいずれかの場合のみ医師が対応している。

- ア 教育的観点から、臨床研修の責任者が必要とあらかじめ認める場合であって、臨床研修1年目の医師が実施する場合。(ただし、当該臨床研修医が所属する診療科において行われるものであって、研修プログラムに支障のない範囲に留まる場合に限る。)
- イ 医師以外の医療従事者が、実際に患者に静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保を試みたが、実施が困難であると判断した場合。(患者を実際に観察し、穿刺を行う前に判断する場合を含む。)
- ウ 新生児に対して実施する場合。

□ 上記について、実施可能な医師以外の者が各部門又は病棟ごとに常時1名以上配置され
ており、当該医師以外の者の氏名が院内掲示等により、職員に周知徹底されている。

(5) 当該加算を算定している全ての診療科において、予定手術前日における医師の当直や夜勤に
に対する配慮として、次のいずれも実施している。 (適 ・ 否)

ア 年間の当直表(当該保険医療機関全体の当直の実績が分かるもの)及び当該加算を算定
している全ての診療科における予定手術に係る術者、第一助手の実績一覧及び緊急呼出し
当番表(勤務実績が分かるもの)を少なくとも5年間保管している。

イ 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手につい
て、その手術の前の日の夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時まで)に当直、夜勤及び
緊急呼出し当番を行っている者があるか確認し、当直等を行った者がある場合は、該当す
る手術と当直等を行った日の一覧を作成している。

ウ イの記録について、毎年1月から12月までのものを作成し、少なくとも5年間保管している。

エ イの当直等を行った日が届出を行っている診療科全体で年間12日以内である。

※ 当直医師を毎日6人以上(集中治療室等に勤務する医師を除く。)配置する保険医療
機関が、全ての診療科について届出を行う場合にあっては年間24日以内。

※ 緊急呼出し当番を行う者について、当番日の夜勤時間帯に当該保険医療機関内で
診療を行わなかった場合は、翌日の予定手術に係る術者及び第一助手となっていても、
当該日数には数えない。

(6) 当該加算を算定している全ての診療科において、次のいずれかを実施している。

(適 · 否)

ア 交代勤務制を導入しており、以下のいずれも実施している。

- 当該診療科に常勤の医師を3名以上配置している。
- 夜勤時間帯において、1名以上の医師が勤務している。
- 夜勤を行った医師について、翌日の日勤帯は、休日としている。
- 日勤から連続して夜勤を行う場合は、当該夜勤時間帯に2名以上の医師が勤務している。
また、夜勤時間帯に、日勤から連続して勤務している者1名につき、4時間以上の休憩を確保している。
- 原則として、当該診療科において夜勤時間帯に行われる診療については、夜勤を行う医師のみによって実施されている。
※ 緊急呼出し当番を担う医師を置かなくても差し支えない。ただし、同時に2列以上の手術を行う場合は、夜勤を行う医師以外の医師が行つてもよい。また、同時に2列以上の手術を行う場合、手術を行う医師(夜勤を行っている医師を除く。)は、(5)イにおける当直等を行っている者には数えない。
- 交代勤務の勤務実績を少なくとも5年間保管している。
また、交代勤務制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)を作成し、少なくとも5年間保管している。
(※1)術者及び全ての助手の医師の氏名並びに開始時間及び終了時間が分かるもの

- 交代勤務制の概要を、診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

イ チーム制を導入しており以下のいずれも実施している。

- 休日、時間外又は深夜(以下「休日等」という。)において、当該診療科に配置されている医師の数が5名又はその端数を増すごとに1名の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。
- 休日等において、当該診療科における診療が必要な場合は、原則として緊急呼出し当番又は当直医(当該診療科以外の医師を含む。)が行っている。
※ 当該診療科において、緊急手術を行う場合は、緊急呼出し当番以外の者が手術に参加してもよい。
- 夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行った者について、翌日を休日としている。
※ 夜勤時間帯に当該保険医療機関内で診療を行わなかった場合は、翌日を休日としなくとも差し支えない。

- 夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師(術者及び全ての助手をいう。)について、翌日の予定手術を行う場合は、(5)イにおける当直等を行っている者として数えている。
- チーム制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)及び緊急呼出しを実施した実績一覧(※2)を作成し、少なくとも5年間保管している。
(※2)実際に保険医療機関内で診療を行ったもの全てを含むこと。また、保険医療機関内で診療を行った医師の氏名及び保険医療機関内の診療を開始した時間と終了した時間が分かるものであること。
- 緊急呼出し当番の方法等に関する概要を診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

ウ 医師が時間外、休日又は深夜の手術等を行った場合の手当等を支給しており、次のいずれかを実施するとともに実施内容について就業規則に記載を行い、その写しを地方厚生(支)局長に届出している。

また、休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。

(適 · 否)

※ 休日等において、当該診療科における緊急呼出し当番以外の医師の診療も必要な場合は、緊急呼出し当番以外の医師も診療を行ってもよい。
この場合、緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、5(イ)における当直等を行っている者としては数えないが、特定の医師に夜勤時間帯の手術が集中しないような配慮を行い、(3)の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制に反映している。

- 当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を行った場合、その都度、休日手当、時間外手当、深夜手当、当直手当等とは別の手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。
- 当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を年間に行った数に応じた手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ 手術用顕微鏡加算(歯I008-2注3)

(1) 手術用顕微鏡を用いた治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名

以上配置されている。

(適 · 否)

(2) 保険医療機関内に手術用顕微鏡が設置されている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 口腔粘膜処置(歯I029-3)

(1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いる。

(適 · 否)

(2) 口腔内の軟組織の切開、止血、凝固及び蒸散を行うことが可能なレーザー機器を備えている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ う蝕歯無痛的窓洞形成加算(歯M001注10／M001-2注1)

(1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いる。

(適 · 否)

(2) 無痛的に充填のためのう蝕の除去及び窓洞形成が可能なレーザー機器を備えている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ CAD/CAM冠(歯M015-2)

(1) 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。
(適 · 否)

(2) 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置している。
(適 · 否)

(3) 保険医療機関内に歯科用CAD/CAM装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が図られている。
(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

調査メモ

確認事項

◇ **歯科技工加算1及び2(歯M029注3／注4)**

【有床義歯修理及び有床義歯内面適合法】

(1) 常勤の歯科技工士を配置している。 (適 · 否)

※ 非常勤の歯科技工士を2名以上組み合わせることにより、常勤歯科技工士の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤歯科技工士が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

(2) 歯科医療機関内に歯科技工室を有している。 (適 · 否)

(3) 歯科技工に必要な機器を有している。 (適 · 否)

(4) 患者の求めに応じて、迅速に有床義歯の修理及び床裏装を行う体制が整備されている旨を院内掲示している。 (適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)、下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)(歯科診療に係るものに限る。)(歯J069・3、歯J075・4)

(1) 歯科口腔外科を標榜している病院である。 (適 · 否)

(2) 上顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)又は下顎骨形成術(骨移動を伴う場合に限る。)を、当該手術に習熟した歯科医師の指導の下に、術者として合わせて5例以上実施した経験を有する常勤の歯科口腔外科の歯科医師(当該診療科について5年以上の経験を有するものに限る。)が1名以上配置されている。 (適 · 否)

(3) 関係学会から示されている指針に基づき、当該手術が適切に実施されている。 (適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 歯科の手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1(歯J通則9ノイ)

(1) 手術の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1を算定する診療科を届出している。

(適 · 否)

(2) 次のいずれかを満たしている保険医療機関である。

(適 · 否)

ア 「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日医発第692号)に規定する第三次救急医療機関、小児救急医療拠点病院である。

イ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」(平成29年3月31日医政地発0331第3号)の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制の構築に係る指針」に規定する「周産期医療の体制構築に係る指針」による総合周産期母子医療センターを設置している保険医療機関である。

ウ 「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月31日医政地発0331第3号)に規定する災害拠点病院、「へき地保健医療対策事業について」(平成13年5月16日医政発第529号)に規定するへき地医療拠点病院又は地域医療支援病院の指定を受けている。

エ 基本診療料の施設基準等別表第六の二に規定する地域に所在する保険医療機関である。

オ 年間の緊急入院患者数が200名以上の実績を有する病院である。

カ 全身麻酔による手術の件数が年間800件以上の実績を有する病院である。

(3) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている。 (適 · 否)

※ 別添「◇医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制」により確認。

調査メモ

(4) 静脈採血、静脈注射及び留置針によるルート確保について、次のいずれも実施している。

(適 ・ 否)

□ 上記について、原則として医師以外の医療従事者が実施することとし、以下のアからウまで
のいずれかの場合のみ医師が対応している。

ア 教育的観点から、臨床研修の責任者が必要とあらかじめ認める場合であって、臨床
研修1年目の医師が実施する場合。(ただし、当該臨床研修医が所属する診療科に
おいて行われるものであって、研修プログラムに支障のない範囲に留まる場合に限る。)

イ 医師以外の医療従事者が、実際に患者に静脈採血、静脈注射及び留置針による
ルート確保を試みたが、実施が困難であると判断した場合。(患者を実際に観察し、
穿刺を行う前に判断する場合を含む。)

ウ 新生児に対して実施する場合。

□ 上記について、実施可能な医師以外の者が各部門又は病棟ごとに常時1名以上配置され
ており、当該医師以外の者の氏名が院内掲示等により、職員に周知徹底されている。

(5) 当該加算を算定している全ての診療科において、予定手術前日における医師の当直や夜勤に

に対する配慮として、次のいずれも実施している。 (適 ・ 否)

ア 年間の当直表(当該保険医療機関全体の当直の実績が分かるもの)及び当該加算を算定している
全ての診療科における予定手術に係る術者、第一助手の実績一覧及び緊急呼出し当番表(勤務実績
が分かるもの)を少なくとも5年間保管している。

イ 当該加算を算定している全ての診療科において予定手術に係る術者及び第一助手につい
て、その手術の前の夜勤時間帯(午後10時から翌日の午前5時まで)に当直、夜勤及び
緊急呼出し当番を行っている者があるか確認し、当直等を行った者がある場合は、該当す
る手術と当直等を行った日の一覧を作成している。

ウ イの記録について、毎年1月から12までのものを作成し、少なくとも5年間保管している。

エ イの当直等を行った日が届出を行っている診療科全体で年間12日以内である。

※ 当直医師を毎日6人以上(集中治療室等に勤務する医師を除く。)配置する保険医療
機関が、全ての診療科について届出を行う場合にあっては年間24日以内。

※ 緊急呼出し当番を行う者について、当番日の夜勤時間帯に当該保険医療機関内で
診療を行わなかった場合は、翌日の予定手術に係る術者及び第一助手となっていても、
当該日数には数えない。

(6) 当該加算を算定している全ての診療科において、次のいずれかを実施している。

(適 · 否)

ア 交代勤務制を導入しており、以下のいずれも実施している。

- 当該診療科に常勤の医師を3名以上配置している。
- 夜勤時間帯において、1名以上の医師が勤務している。
- 夜勤を行った医師について、翌日の日勤帯は、休日としている。
- 日勤から連続して夜勤を行う場合は、当該夜勤時間帯に2名以上の医師が勤務している。
また、夜勤時間帯に、日勤から連続して勤務している者1名につき、4時間以上の休憩を確保している。
- 原則として、当該診療科において夜勤時間帯に行われる診療については、夜勤を行う医師のみによって実施されている。
※ 緊急呼出し当番を担う医師を置かなくても差し支えない。ただし、同時に2列以上の手術を行う場合は、夜勤を行う医師以外の医師が行つてもよい。また、同時に2列以上の手術を行う場合、手術を行う医師(夜勤を行っている医師を除く。)は、(5)イにおける当直等を行っている者には数えない。

- 交代勤務の勤務実績を少なくとも5年間保管している。
また、交代勤務制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)を作成し、少なくとも5年間保管している。
(※1)術者及び全ての助手の医師の氏名並びに開始時間及び終了時間が分かるもの
- 交代勤務制の概要を、診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

イ チーム制を導入しており以下のいずれも実施している。

- 休日、時間外又は深夜(以下「休日等」という。)において、当該診療科に配置されている医師の数が5名又はその端数を増すごとに1名の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。
- 休日等において、当該診療科における診療が必要な場合は、原則として緊急呼出し当番又は当直医(当該診療科以外の医師を含む。)が行っている。
※ 当該診療科において、緊急手術を行う場合は、緊急呼出し当番以外の者が手術に参加してもよい。
- 夜勤時間帯に緊急呼出し当番を行った者について、翌日を休日としている。
※ 夜勤時間帯に当該保険医療機関内で診療を行わなかった場合は、翌日を休日としなくても差し支えない。

- 夜勤時間帯において、緊急手術を行った医師(術者及び全ての助手をいう。)について、翌日の予定手術を行う場合は、(5)イにおける当直等を行っている者として数えている。
- チーム制を導入している全ての診療科について、予定手術以外の手術の一覧(※1)及び緊急呼出しを実施した実績一覧(※2)を作成し、少なくとも5年間保管している。
(※2)実際に保険医療機関内で診療を行ったもの全てを含むこと。また、保険医療機関内で診療を行った医師の氏名及び保険医療機関内の診療を開始した時間と終了した時間が分かるものであること。
- 緊急呼出し当番の方法等に関する概要を診療科ごとにとりまとめ、地方厚生(支)局長に報告している。

ウ 医師が時間外、休日又は深夜の手術等を行った場合の手当等を支給しており、次のいずれかを実施するとともに実施内容について就業規則に記載を行い、その写しを地方厚生(支)局長に届出している。
また、休日等において、当該診療科に1名以上の緊急呼出し当番を担う医師を置いている。

(適 · 否)

※ 休日等において、当該診療科における緊急呼出し当番以外の医師の診療も必要な場合は、緊急呼出し当番以外の医師も診療を行ってもよい。
この場合、緊急呼出し当番以外の医師が夜勤時間帯において手術を行っていても、5(イ)における当直等を行っている者としては数えないが、特定の医師に夜勤時間帯の手術が集中しないような配慮を行い、(3)の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制に反映している。

- 当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を行った場合、その都度、休日手当、時間外手当、深夜手当、当直手当等とは別の手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。
- 当該診療科において、医師が、休日等の手術又は処置(所定点数が1,000点以上の処置に限る。)を年間に行った数に応じた手当を支給しており、その内容を当該保険医療機関内の全ての医師に周知している。

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ 口腔粘膜血管腫凝固術(歯J035-2)

(1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 · 否)

(2) 口腔粘膜に生じた血管腫等の血管病変に対する凝固を行うことが可能なレーザー機器を備えている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ **歯周組織再生誘導手術(歯J063・5)**

歯科又は歯科口腔外科を標榜し、歯周病治療に係る専門の知識及び5年以上の経験を有する歯科
医師が1名以上いる。

(適 · 否)

調査メモ

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ 手術時歯根面レーザー応用加算(歯J063注5)

(1) 当該レーザー治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上いる。

(適 · 否)

(2) 歯周組織再生誘導手術について当該療養を行う場合は、歯周組織再生誘導手術の届出を行った
保険医療機関である。

(適 · 否)

(3) 歯肉剥離搔爬手術又は歯周組織再生誘導手術において、レーザー照射により当該手術の対象
歯の歯根面の歯石除去を行うことが可能なレーザー機器を備えている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 広範囲頸骨支持型装置埋入手術(歯J109)

(1) 歯科又は歯科口腔外科を標榜している保険医療機関である。 (適 · 否)

(2) 当該診療科に係る5年以上の経験及び当該療養に係る3年以上の経験を有する常勤の歯科
医師が2名以上配置されている。 (適 · 否)

(3) 病院である。 (適 · 否)

(4) 当直体制が整備されている。 (適 · 否)

(5) 医療機器保守管理及び医薬品に係る安全確保のための体制が整備されている。
(適 · 否)

(6) 当該療養に必要な検査機器を設置している。 (適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ **歯根端切除手術の注3(歯J004注3)**

(1) 手術用顕微鏡を用いた治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名

以上配置されている。

(適 · 否)

(2) 保険医療機関内に手術用顕微鏡が設置されている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ **歯科麻酔管理料(歯K004注)**

(1) 歯科麻酔に係る専門の知識及び2年以上の経験を有し、当該療養に習熟した医師又は歯科医師の指導の下に、主要な麻酔手技を自ら実施する者として全身麻酔を200症例以上及び静脈内鎮静法を50症例以上経験している常勤の麻酔に従事する歯科医師が1名以上配置されている。

(適 · 否)

(2) 常勤の麻酔に従事する歯科医師により、麻酔の安全管理体制が確保されている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 口腔病理診断管理加算1(歯〇〇〇〇注4)

(1) 病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医
師又は医師(専ら口腔病理診断を担当した経験を7年以上有するものに限る。)が1名以上配置
されている。
(適 · 否)

※ なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分
において病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。

(2) 口腔病理標本作製及び口腔病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されている。

(適 · 否)

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えていること
等を満たしていることが望ましい。
(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

◇ 口腔病理診断管理加算2(歯〇〇〇〇注4)

(1) 病理部門又は口腔病理部門が設置されており、口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医

師又は医師(専ら口腔病理診断を担当した経験7年以上有するものに限る。)が1名以上及

び口腔病理診断を専ら担当する常勤の歯科医師又は医師(専ら口腔病理診断を担当した経験

を10年以上有する者に限る。)が1名以上配置されている。
(適 · 否)

※ なお、口腔病理診断を専ら担当する歯科医師又は医師とは、勤務時間の大部分において

病理標本の作製又は病理診断に携わっている者をいう。

(2) 口腔病理標本作製及び病理診断の精度管理を行うにつき十分な体制が整備されている病院

である。
(適 · 否)

(3) 年間の剖検数・生検数が十分にあること、剖検室等の設備や必要な機器等を備えているこ

と等を満たしている。
(適 · 否)

(4) 臨床医及び病理医が参加し、個別の剖検例について病理学的見地から検討を行うための会

合(CPC: Clinicopathological Conference)を少なくとも年2回以上行っている。
(適 · 否)

(5) 同一の病理標本について、口腔病理診断を専ら担当する複数の常勤の歯科医師又は医師が

鏡検し、診断を行う体制が整備されている。なお、診断にあたる歯科医師又は医師のうち1名以

上は口腔病理診断を専ら担当した経験を7年以上有している。
(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()
調査者()

確認事項

◇ クラウン・ブリッジ維持管理料(歯M000-2)

クラウン・ブリッジ維持管理を行うに当たって、必要な体制が整備されている。
(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ **歯科矯正診断料(歯N000)**

(1) 当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしている。 (適 · 否)

ア 歯科矯正セファログラムが行える機器を備えている。

イ 歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している。

(2) 常勤の歯科医師が1名以上配置されている。 (適 · 否)

(3) 当該療養につき顎切除等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ

確認事項

◇ 頸口腔機能診断料(歯N001)

(1) 障害者総合支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第36条第1号及び第2号に係る医療について、障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する都道府県知事の指定を受けた医療機関(歯科矯正に関する医療を担当するものに限る。)である。

(適 · 否)

(2) 当該療養を行うために必要な次に掲げる基準を満たしている。
(適 · 否)

ア 下顎運動検査、歯科矯正セファログラム及び咀嚼筋筋電図検査が行える機器を備えている。

イ 専任の常勤歯科医師及び専従する常勤看護師又は歯科衛生士がそれぞれ1名以上勤務している。

(3) 当該療養につき頸離断等の手術を担当する診療科又は別の保険医療機関と、歯科矯正に関する医療を担当する診療科又は別の保険医療機関との間の連携体制が整備されている。

(適 · 否)

◎ 口頭による指摘事項

◎ 文書による指摘事項

◎ 返還事項

調査者()

調査者()

調査メモ